

瀬戸内海環境保全特別措置法に
基づく事前評価に関する書面

申請者の住所及び氏名
(法人にあっては所在地、名称、代表者名)

大阪市北区大深町 5番 54号
グラングリーン大阪 南館パークタワー

株式会社クボタ

代表取締役 花田 晋吾

1. 工場又は事業場の概要

工場又は事業場の名称	株式会社クボタ 堺臨海工場		
工場又は事業場の所在地	大阪府堺市西区築港新町3-8		
資本金	841〔億円〕	従業員数 (全社) (当工場)	12,474 人 1924 人
産業分類 (中分類)	一般機械器具製造業	主要商品名	産業用ディーゼルエンジン、 ガソリンエンジン等
工場又は事業場の特定施設 (番号、名称、基数)	法63-イ 焼入れ施設(4基) 法63-ホ 廃ガス洗浄施設(11基) 法65 酸又はアルカリによる表面処理施設(48基) 法72 し尿処理施設(2基)		
排出水の量	通常 190 m ³ /日	最大	220 m ³ /日
汚水等の処理の方法	(生活排水処理)膜分離活性汚泥法 (工程排水処理)凝集沈殿・活性汚泥・砂濾過・活性炭吸着方式		

2. 許可申請書の概要及びその理由

堺製造所より堺臨海工場M1棟及びM7棟にエンジン加工ラインを移転します。移転に伴い、酸又はアルカリによる表面処理施設1基を設置いたします。

当該申請による排出水の水量及び汚濁負荷量の増加はありません。

3. 工場又は事業場の各排水口における排出水の汚染状態の通常値及び最大値、
当該排出水の一当たりの通常値及び最大値並びに当該排出水の汚濁負荷量

排水口	区 分 項 目	現 状			設置(変更)後			負荷量の 増 減
		通 常	最 大	負荷量*	通 常	最 大	負荷量*	
No.1	排水量(m ³ /日)	190	220		190	220		
	p H	5.8～8.6	5.8～8.6		5.8～8.6	5.8～8.6		
	BOD(mg/l)	9	25	1.980	9	25	1.980	増減なし
	COD(mg/l)	12.5	25	2.750	12.5	25	2.750	増減なし
	S S (mg/l)	7.5	25	1.650	7.5	25	1.650	増減なし
	T-N(mg/l)	25	120	5.500	25	120	5.500	増減なし
	T-P(mg/l)	2	16	0.440	2	16	0.440	増減なし
	n-Hex(mg/l)	3	3	0.660	3	3	0.660	増減なし
	大腸菌数(CFU/ml)	<800	<800	-	<800	<800	-	増減なし
	ふっ素及びその化合物(mg/l)	0.34	12	0.075	0.34	12	0.075	増減なし
	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素(mg/l)	26	100※	5.720	26	100※	5.720	増減なし
	排水量(m ³ /日)							
	p H							
	BOD(mg/l)							
	COD(mg/l)							
	S S (mg/l)							
	T-N(mg/l)							
	T-P(mg/l)							
	n-Hex(mg/l)							
	大腸菌数(CFU/ml)							
総合	排水量(m ³ /日)	190	220		190	220		
	p H	5.8～8.6	5.8～8.6		5.8～8.6	5.8～8.6		
	BOD(mg/l)	9	25	1.980	9	25	1.980	増減なし
	COD(mg/l)	12.5	25	2.750	12.5	25	2.750	増減なし
	S S (mg/l)	7.5	25	1.650	7.5	25	1.650	増減なし
	T-N(mg/l)	25	120	5.500	25	120	5.500	増減なし
	T-P(mg/l)	2	16	0.440	2	16	0.440	増減なし
	n-Hex(mg/l)	3	3	0.660	3	3	0.660	増減なし
	大腸菌数(CFU/ml)	<800	<800	-	<800	<800	-	増減なし
	ふっ素及びその化合物(mg/l)	0.34	12	0.075	0.34	12	0.075	増減なし
	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素(mg/l)	26	100※	5.720	26	100※	5.720	増減なし

負荷量* (Kg/日) = 最大排水量(m³/日) × 通常水質(mg/l) × 10⁻³

※アンモニア性窒素(mg/L) × 0.4 + 亜硝酸性窒素(mg/L) + 硝酸性窒素(mg/L)

4. 工場又は事業場の排水口の位置及び数並びに汚水等の処理系統

(1) 排水口の位置及び数
別 図1のとおり

(2) 汚水等の処理系統
別 図2－1、2－2のとおり

5. 工場又は事業場の排水口周辺の公共用水域について定められている水質汚濁に係る環境基準その他の水質汚濁に係る環境保全上の目標に関する事項

(1) 排水経路(別図 1 参照)

排出先の河川・海域名	大阪湾		
環境基準点	大阪湾 C-4		
環境基準類型	C類型、IV類型		

(2) 人の健康の保護に関する項目

項目	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀
基準値	0.003 mg/l 以下	検出されないこと	0.01 mg/l 以下	0.02 mg/l 以下	0.01 mg/l 以下	0.0005 mg/l 以下	検出されないこと
項目	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン
基準値	検出されないこと	0.02 mg/l 以下	0.002 mg/l 以下	0.004 mg/l 以下	0.1 mg/l 以下	0.04 mg/l 以下	1 mg/l 以下
項目	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ
基準値	0.006 mg/l 以下	0.01 mg/l 以下	0.01 mg/l 以下	0.002 mg/l 以下	0.006 mg/l 以下	0.003 mg/l 以下	0.02 mg/l 以下
項目	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1,4-ジオキサン	
基準値	0.01 mg/l 以下	0.01 mg/l 以下	10 mg/l 以下	0.8 mg/l 以下	1 mg/l 以下	0.05 mg/l 以下	

備考: 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

(3) 生活環境の保全に関する項目

海域 (類型 : C)

(類型 : IV、生物A)

項目	pH	BOD	COD	SS	T-N	T-P	全亜鉛
基準値	7.0以上 8.3以下	- mg/l 以下	8 mg/l 以下	- mg/l 以下	1 mg/l 以下	0.09 mg/l 以下	0.02 mg/l 以下
項目	ノニルフェノール	LAS	n-Hex	DO	大腸菌数		
基準値	0.001 mg/l 以下	0.01 mg/l 以下	- mg/l 以下	2 mg/l 以上	- CFU/100ml 以下		

(4) その他の水質汚濁に係る環境保全上の目標

① ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準
ダイオキシン類 1pg-TEQ/L

② その他
特になし

6. 周辺公共用水域の水質の現況その他当該水域の現況に関する事項

(1) 周辺公共用水域の水質の現況(負荷量が増大しない場合)

測定時期、測定機関名 大阪府環境白書 2025年版

(河川域)

環 境 基 準 点		p H	BOD mg/l	COD mg/l	S S mg/l	D O mg/l	T-N mg/l	T-P mg/l	Coli-G CFU/ml
	最 小								
	最 大								
	平 均	—							

(海 域)

環 境 基 準 点			p H	D O mg/l	n-Hex mg/l	T-N mg/l	T-P mg/l	COD mg/l	
E 135° 23'32" N 34° 33'42"	表層	最 小	8.1	5.1	N.D	0.25	0.023	1.9	
		最 大	8.9	12	N.D	0.66	0.086	5.8	
		平 均	—	9.3	N.D	0.41	0.042	3.3	
	底層	最 小	7.8	<0.5	N.D	0.16	0.018	1.9	
		最 大	8.3	10	N.D	0.39	0.13	5.8	
		平 均	—	5.7	N.D	0.25	0.041	3.3	

環 境 基 準 点			全亜鉛 mg/l	ノニルフェノール mg/l	LAS mg/l				
E 135° 23'32" N 34° 33'42"	最 小		0.002	—	—				
	最 大		0.004	—	—				
	平 均		0.003	<0.00006	<0.0006				

(2) 当該水域の現況に関する事項

(河川域)

水域 名	測定 点名	項 目 日 時		流 量 m ³ /日	p H	BOD mg/l	COD mg/l	S S mg/l	T-N mg/l	T-P mg/l	n-Hex mg/l	Coli-G CFU/ml
		月 日	:									
			:									
			:									
		平 均			~							
		月 日	:									
			:									
			:									
		平 均			~							
		月 日	:									
			:									
			:									
		平 均			~							

(海 域)

測地点名	日 時		項 目	p H	COD mg/l	S S mg/l	D O mg/l	T-N mg/l	T-P mg/l		
	月 日	：	表 層								
			中 層								
		：	表 層								
			中 層								
		：	表 層								
			中 層								
	平 均			～							

(2) 当該水域の現況に関する事項

7. 排水の排出に伴い予測される周辺公共用水域の水質の変化の程度及び範囲並びにその予測の方法

(1) 汚濁負荷量の増加の有無（有 ☒ 無 ☐ ）

（汚濁負荷量の増加がない場合は、(2)以下は省略することが出来る。）

(2) 周辺公共用水域の範囲

(3) 周辺公共用水域の水質の変化の予測の方法

(4) 周辺公共用水域の水質の変化の程度

水域名	測 点 点 名	区 分	BOD mg/l	COD mg/l	S S mg/l	T-N mg/l	T-P mg/l	n-Hex mg/l
	直 上 流	現 況						
	直 下 流	現 況						
		予 測						
		現 況						
		予 測						
		現 況						
		予 測						
		現 況						
		予 測						

8. その他当該特定施設の設置が環境に及ぼす影響についての事前評価に関して参考となるべき事項

(1) 特定施設の管理体制

- 1) 焼入施設(高周波焼入装置)、廃ガス洗浄施設(塗装ブース)、新設する酸又はアルカリによる表面処理施設(化成被膜処理装置・加工品等洗浄施設)等から排出される工程廃水は全量廃水貯留ピット・タンクに貯め、産廃処理業者に委託処理し、工場排水はなし。
- 2) 酸又はアルカリによる表面処理施設(化成被膜処理装置・加工品等洗浄施設)等から排出される工程廃水は排水処理後放流

(2) 汚水等処理施設の管理体制

- 1) 生活排水を処理するし尿処理施設の管理は専門業者に委託しているが、環境管理課の設備取扱選任者を配置し日常点検を実施している。
処理装置に異常が発生した場合、専門業者・環境管理課現場チーム・保安室に警報が発令し異常感知できる体制になっている。
- 2) 工程排水処理施設の管理は環境管理課の設備取扱選任者を配置し日常点検を実施している。処理装置に異常が発生した場合、緊急槽へ自動返送・再処理する。
もし万が一にも、処理不可の場合、廃液貯留槽へ返送し、産廃処分する。

(3) 排出水の分析体制

- 1) 生活排水の処理水の分析
 - ・pH: 浄化槽・監視槽の処理出口で連続測定。
 - ・COD: 浄化槽・監視槽の処理出口で連続測定。
 - ・T-N、T-P: 浄化槽・監視槽の処理出口で1h毎測定。
 - ・pH、SS、BOD、T-N、T-P、n-ヘキサン抽出物質(鉱物油類、動植物油脂類)、大腸菌数は、月1回業者委託。
- 2) 工程排水の処理水の分析
 - ・pH: 工程排水処理施設・監視槽の処理出口で連続測定。
 - ・COD: 工程排水処理施設・監視槽の処理出口で連続測定。
 - ・T-N、T-P: 工程排水処理施設・監視槽の処理出口で1h毎測定。
 - ・pH、SS、BOD、T-N、T-P、n-ヘキサン抽出物質(鉱物油類、動植物油脂類)、ふっ素及びその化合物、アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物は月1回業者委託。

(4) 用途地域

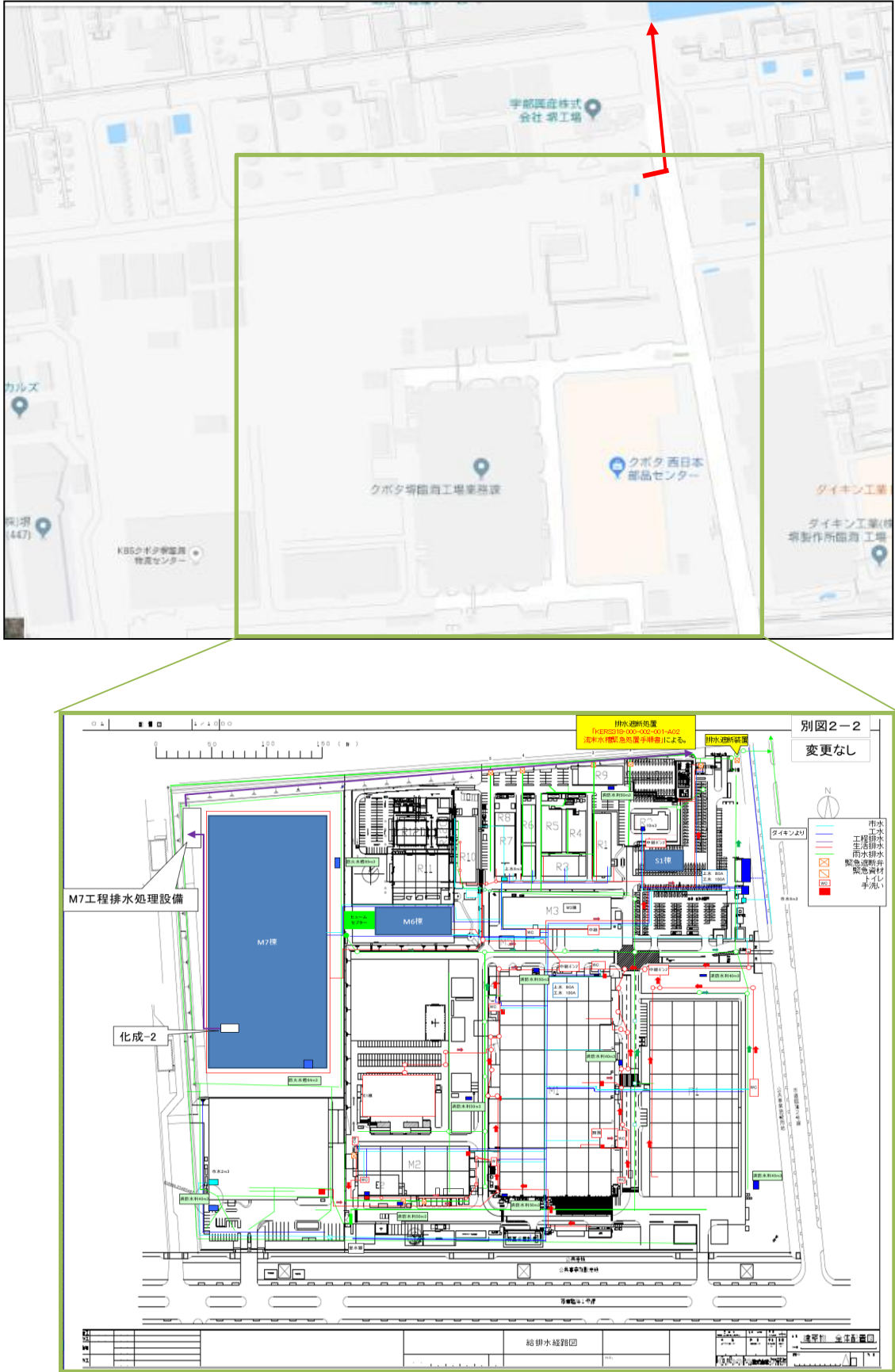
工業専用地域

(5) その他参考となる事項

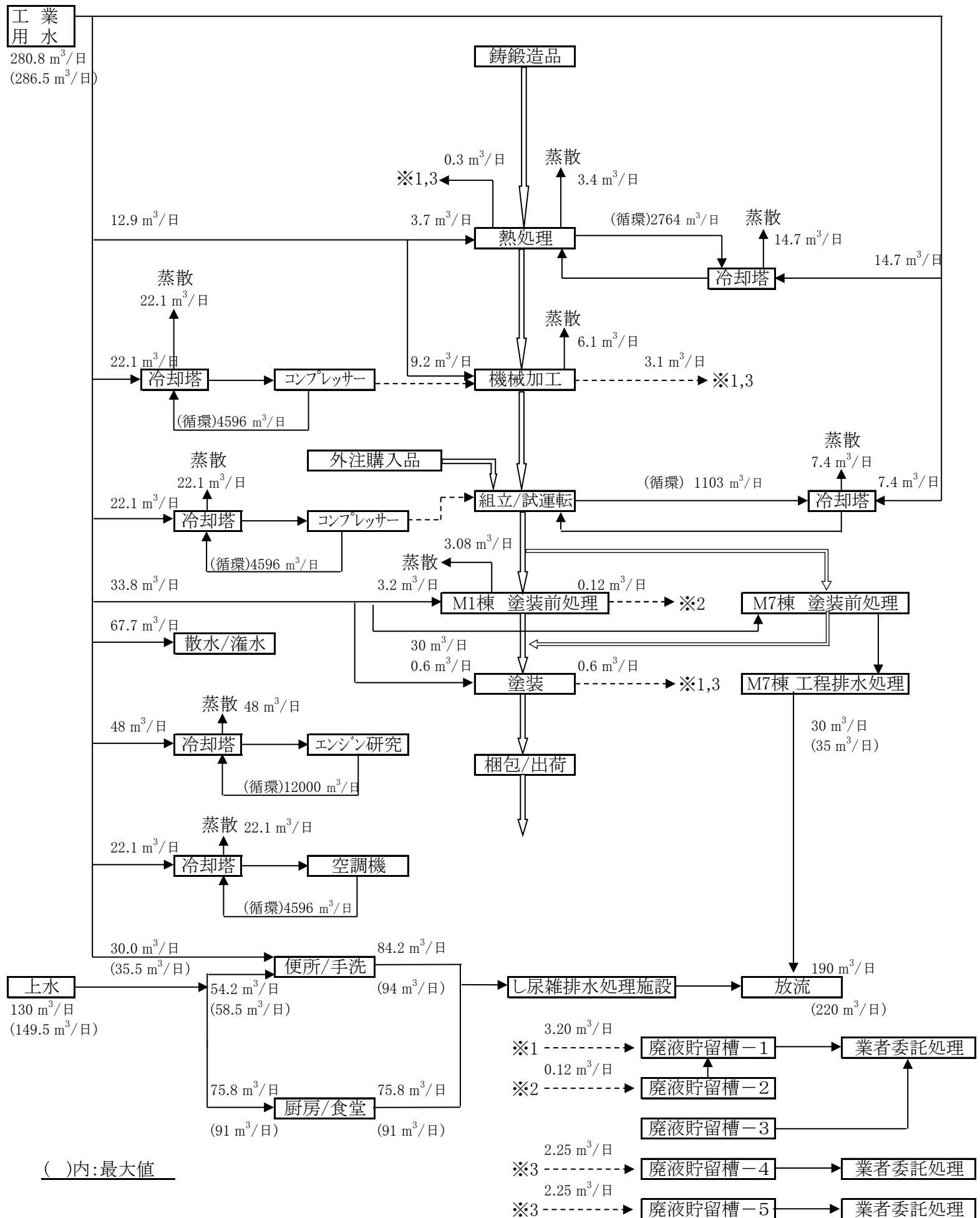
特になし。

排水口及び排水経路図

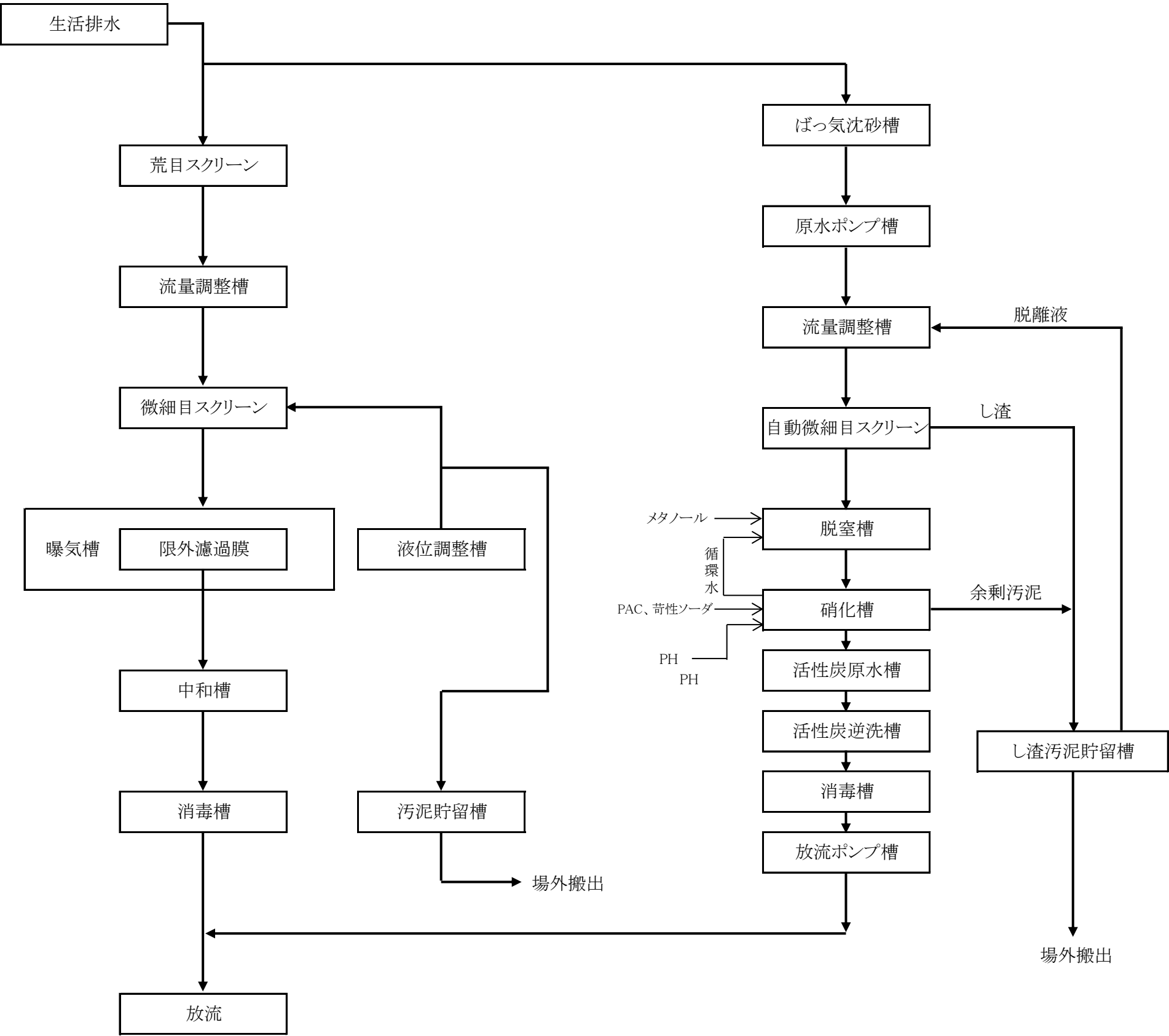
別図1



特定(届出)施設を含む操業・汚水の処理・用水及び排水系統図



生活排水処理工程図



工程排水処理工程図

